

随意契約理由書

| | |
|---|--------------------------|
| 件名 | 栄住宅エレベーター設置他ガス設備工事 |
| 契約の相手方 | 鳳工業株式会社 |
| 根拠法令 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当 |
| 随意契約の理由 本工事は、栄住宅エレベーター設置工事に伴うガス設備工事である。 ガス設備工事の施工については、ガス事業法第61条1項、同法193条、及び同法第48条による大阪ガスネットワーク(株)のガス工事約款4-(1)に定めるところにより、ガス導管事業者である大阪ガスネットワーク(株)のみが可能である。 しかしながら、同業者は工事監理を満足に行う体制を有しないため、同業者と業務委託基本契約を締結し、同業者が業務を委任する上記業者と随意契約を行う。 | |
| 担当部署 (問合せ先) | 建築住宅局住宅建設課 |